資料２－３

大阪府環境審議会「瀬戸内海環境保全計画部会」運営要領（案）

第１ 趣 旨

大阪府環境審議会条例（平成６年大阪府条例第７号。以下「条例」という。）第６条第２項の規定により、瀬戸内海の環境の保全に関する大阪府計画のあり方について検討するため、大阪府環境審議会（以下｢審議会｣という。）に瀬戸内海環境保全計画部会（以下「部会」という。）を置く。

第２ 組 織

(1) 部会は、条例第６条第３項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

① 条例第２条第１項第１号に規定する委員　２名程度

② 条例第３条第２項に規定する専門委員　　３名程度

(2) 部会に部会長を置く。部会長は、委員及び専門委員の中から会長が指名する。

(3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第３ 会 議

(1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(2) 部会は、これに属する委員及び専門委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第４ 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附　則

　この要領は、平成27年６月　日から施行する。